

元気な企業をつくる!

the Heartful

OAG

Vol. 162

2018年10月号

2018年9月25日発行

- 02 太田孝昭が語る春夏秋冬
「ミニ・ミニ・ミニカリスマ経営」
- 03 外食ビジネスウィークの経営支援セミナーが熱気に包まれました
無形資産の税務・会計の実務を解説したQ&A集を発行しました
- 04 軽減税率制度の実施まであと1年!
軽減税率制度への対応における留意点
OAG税理士法人 OS部 内田聡史 鈴木雄大
- 06 【特集】ふるさと納税のメリットと納税者のアンケート結果を発表!
- 07 私のoff time
- 08 今後のセミナー開催予定

30th
CHALLENGE



「ミニ・ミニ・ミニカリスマ経営」

OAGグループ代表
太田 孝昭

現代の「カリスマ経営者」といえば、真っ先に思い浮かぶのは、ソフトバンク創業者の孫正義さんでしょうか。孫さん以外にも、柳井正さん(ユニクロ創業者)や三木谷浩史さん(楽天創業者)、北尾吉孝さん(SBI創業者)、澤田秀雄さん(HIS創業者)もカリスマ経営者ですし、藤田晋さん(サイバーエージェント創業者)も、しかりです。

この方々の凄さは、遠くの星を見るように、仰ぎ見るしかありません。でも、どこが凄いのか、想像してみました。

- ①先見力…世の中がどう変化するのかを予測する力
- ②決断力・判断力・実行力…評論家ではなく自ら実現する力
- ③創造力…様々な困難に打ち勝つためのアイデアや方法を生み出す力
- ④信頼力…部下が絶大な信頼を寄せてついてくる力
- ⑤人間的魅力…①～④があれば魅力的な人間に違いない

その他、挙げればまだまだ切りがありません。

ここまで考えてふと思ったのですが、会社を元気にするためには、経営者のカリスマ度を上げるのが、一番手っ取り早いのではないのでしょうか。

経営者は、それぞれの会社にあっては一番カリスマ度が高いはずですが。言い換えれば、一番経営に向いている人が経営者です。しかも、成長に対して一番責任を負っているのは、やはり経営者でしょう。「会社は、所詮社長だよ」と多くの人が言います。この言葉は、会社を成長させるには、社長の力だけが必要だと端的に言っているのです。

私からすれば、中小企業の経営者は「カリスマ」だと思います。規模も凄さもまるで違いますが、一人で背負っているという気概も含め、「カリスマ」です。だから、カリスマ度を上昇させる責任を持っていると言いたいんです。それが、中小企業を成長させる上で、最も重要な部分ではないのでしょうか。

では、どうしたらカリスマ度を上げられるのでしょうか。①四六時中考えていれば道は開ける、②楽観的に考える、③ミニカリスマを手近なところで見つけて手本にする、④勉強する。こんなところでしょうか。

外食ビジネスウィークの経営支援セミナーが熱気に包まれました

日本最大級の外食産業展『外食ビジネスウィーク2018』が8月28日から30日の3日間、今年も東京ビッグサイトで開かれました。厳しい残暑にも関わらず、来場者は昨年を大きく上回る約52,000人に達し、内外から訪れた業界関係者の熱気が広い会場全体を覆い尽くしていました。

OAGコンサルティングは、今年もブース内で無料セミナーと無料相談会を随時開催したほか、特設会場でも同社社長の田中繁明が『事業の継続、拡大のための事業計画と経営管理のポイント』と題するセミナーを行いました。今年は開始時間のかなり前には席が埋まる状態で、例年以上に大人気のセミナーとなりました。

飲食業界は競争が激しいだけでなく、人手不足、働き方改革、インバウンドへの対応等々、日本全体が抱える経営課題の縮図でもあります。セミナーに聞き入られる皆さまの真剣な眼差しが、問題の大きさと解決への熱意を物語っていました。

ご多忙の中、多くの皆さまに足をお運びいただきましたことを、誌面を借りて御礼申し上げます。



年間 税務顧問料 ⊕ 年間 記帳代行料 ⊕ 年間 簿記士費用

外食ビジネスウィーク2018

第13回 ラーメン産業展
 第9回 そば・うどん産業展
 第11回 居酒屋産業展
 第6回 カフェ・喫茶産業展
 第2回 洋食レストラン産業展
 第2回 ホテル・旅館産業展
 第2回 飲食店繁盛支援展

無形資産の税務・会計の実務を解説したQ&A集を発行しました

法人税の最新実務 Q&Aシリーズ
『のれん・ソフトウェア・研究開発費』

■ 中央経済社 / 刊
 ■ OAG 税理士法人 / 編
 ■ 定価: 3,240円 (税込)

目次

第1章 試験研究費
 研究開発税制の概要と計算方法・試験研究費の定義

第2章 ソフトウェア
 ソフトウェアを取得した場合の取扱い・ソフトウェアを取得した後の取扱い、他

第3章 のれん
 合併等・事業譲受・事業譲渡、他

第4章 無形固定資産
 定義・概要・無形減価償却資産、他

第5章 繰延資産
 定義・概要・会計上の繰延資産との相違等、他

世界中で大型のM&Aが相次ぐ中で、買収先企業の純資産を上回るM&A費用の部分＝「のれん」の費用計上に関して、国際財務報告基準(IFRS)の見直しが行われることが明らかになりました。IFRSを採用している企業では、買収先の経営が悪化すると、のれんの一括償却(損失の計上)をしなければならず、業績に大きな影響を及ぼしかねません。そのため、償却方法を検討することになったのです。

こうした無形資産の中には、ブランド力やソフトウェアなども含まれ、近年その価値がますます高まっています。特に、研究開発や組織再編などを効率的に行うには、無形資産の正確な評価と税務・会計上の処理は必要不可欠です。しかし、形のない無形資産は評価が難しいだけでなく、企業税制が目まぐるしく改正され、専門家でも戸惑うことが少なくありません。

そこで、無形資産に関する税務・会計上の実務を分かりやすく解説した『法人税の最新実務Q&Aシリーズ のれん・ソフトウェア・研究開発費』を発刊致しました。無形資産を評価する上での留意点や複雑な税制について、具体例に基づきながら、Q&A形式で詳しく説明しています。

シェアビジネスやクラウドソーシングなど、「持たざる経営」が企業戦略の大きな潮流になり、無形資産の活用は重要なポイントです。間違いのない実務のために、本書をお役立てください。

軽減税率制度の実施まであと1年!

軽減税率制度への対応における留意点

OAG税理士法人 OS部 内田聡史 鈴木雄大

2019年10月1日に予定されている消費税等の標準税率の10%への引き上げと軽減税率(8%)制度の実施まで、残り1年となりました。政府が閣議決定した18年版骨太の方針では、軽減税率制度の対象を「低所得者に配慮する観点から、酒類及び外食を除く飲食料点と定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」とし、「制度の円滑な実施に向けた準備を進める」としています。今号では、軽減税率制度の実施(19年10月)からインボイス制度導入前(23年9月)までの対応が急がれる点に焦点を絞り、軽減税率制度等のポイントを解説致します。

軽減税率とインボイス制度の導入スケジュール

軽減税率制度は、来年(2019年)10月で全面的に実施されるわけではありません。以下の表のように、軽減税率の実施スケジュールが決まっています。約10年後の29年までさまざまな対応が必要になります。1年後の軽減税率のことだけの対策では事足りません。インボイス制度や免税事業者等の仕入税額控除に関する経過措置までを見据えて、対策を計画的に実施していく必要があります。

期日	2019年10月	2023年10月	2026年10月	2029年10月
税率	8%	10% (軽減税率:8%)		
仕入税額控除の要件	請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式 (インボイス制度)	
免税事業者等からの仕入	全額控除	80%控除	50%控除	控除なし

軽減税率の対象と範囲

軽減税率の対象は、飲食料点と新聞です。飲食料点は全てが軽減税率の対象ではなく、図のように酒類や外食等は対象に含まれません。また、新聞は「〇〇新聞」などの一定の題号を使い、政治、経済、社会、文化等に関する一般的・社会的な事実を掲載し、週2回以上発行されるものの定期購読契約が軽減税率の対象になります。従って、駅の売店やコンビニ等で販売する新聞や週に1回以下しか発行されない新聞は対象外です。また、電子新聞は通信回線を通じて行われるサービスの提供になり、軽減税率は適用されません。



出典:国税庁「平成31年(2019年)10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます」

【主な用語の意義・留意点】

飲食料点	飲食料点とは、「食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除きます)」です。例えば、医薬品や工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料点に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象(それ以外の場合は、標準税率の対象)

出典:国税庁「消費税の軽減税率制度が実施されます」

区分記載請求書等保存方式(2019年10月～2023年9月)

現在、諸外国でも実施している軽減税率制度とインボイス制度が、日本でも2023年10月から導入されます。インボイス制度を導入するための経過措置として、19年10月から23年9月まで、区分記載請求書等保存方式による仕入税額控除が導入されます。

区分記載請求書は、現行の請求書に軽減税率対象項目である旨と税率区分ごとの合計請求額を記載することが義務付けられます。

区分記載請求書等保存方式の実施時には、購入者サイドは受け取った請求書等に記載漏れとなっている事項がある場合には、自ら必要な事項を追記した請求書等を保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

▶具体的な対策事項

- ①売り上げや仕入れに係る記帳を適用税率ごとに区分して記載
- ②記載ルールに沿った請求書の記載
- ③複数税率に対応したレジへの買い換えや改修

▶飲食料品等の取扱いのない課税事業者も対応が必要

軽減税率対象品目の売り上げがなくても、軽減税率対象品目の仕入れがあれば、請求書等に基づいて税率ごとに区分し、帳簿等へ記帳することが必要です。

▶免税事業者の留意事項

免税事業者であっても、課税事業者に対して軽減税率が適用される商品を取扱う場合には、相手方の課税事業者から区分記載請求書等の発行を求められることがあります。

請求書の様式		記載事項
適格請求書 (インボイス)	区分記載請求書	現行の請求書
		発行者の氏名又は名称
		取引年月日
		取引内容
		取引金額
	インボイス	書類の交付を受ける者の氏名又は名称
		軽減税率対象品目である旨
		税率区分ごとの合計請求額
		登録番号
		税率区分ごとの消費税額等

出典：日本商工会議所「中小企業のための消費税軽減税率対策」

■区分記載請求書への変更のイメージ■

〈現行の請求書〉

【請求書】	
(株)○○御中	
○○年10月10日	
割箸	540円
カップ麺	5,400円
合計	5,940円
(株)○△商事	

〈区分記載請求書〉

【請求書】	
(株)○○御中	
○○年10月10日	
割箸	550円
カップ麺※	5,400円
合計	5,950円
(10%対象 550円)	
(8%対象 5,400円)	
※は軽減税率対象商品	
(株)○△商事	

軽減税率対象項目に「※」「☆」等の記号を記載し、記号が軽減税率品目を示すことを明らかにする

税率(10%、8%)ごとに合計した税込み対価の額を記載する

軽減税率対策補助金(2019年9月まで)

軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等には、複数税率対応レジの導入(A型)や受発注システムの改修等(B型)を行う際の経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」があります。「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日(2016年3月29日)から2019年9月30日までに導入または改修等が完了したものが支援対象で、リースによる導入も含まれます。詳細は、右記の軽減税率対策補助金窓口にご相談ください。

▶軽減税率対策補助金の2つの申請類型

- A型…複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。
- B型…電子的な受発注システム(EDI/EOS等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

《軽減税率対策補助金窓口》

- お問い合わせ先: 0570-081-222
03-6627-1317(IP電話専用)
- 受付時間: 9:00～17:00(土・日・祝除く)
- URL: <http://kzt-hojo.jp>

消費税改正への対応は、経験豊富なOAGにお任せください

消費税改正の中には軽減税率制度の創設だけでなく、中小企業の特例や適格請求書発行事業者登録制度など複雑なものもあります。事前準備等のご対応は、OAG税理士法人までお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
OAG税理士法人 OS部
☎ 03-6265-6529

【特集】ふるさと納税のメリットと納税者のアンケート結果を発表!

ここ数年、おおきな話題を呼んでいる「ふるさと納税」。今号では、その仕組みやメリットについて、特集します!

平成30年7月に総務省が発表した平成29年度のふるさと納税の実績によると、ふるさと納税額(寄附額)は全国で約3,653億円になり、前年のおよそ1.3倍に拡大しました。高額な返礼品に対するさまざまな意見もありますが、メリットが多いことは確かです。

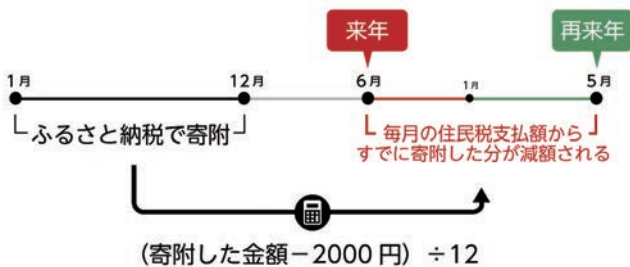
ふるさと納税は、毎年12月31日までに申し込みをしなければ、その年に納税できる枠が消えてしまいます。メリットや仕組み、昨年度のアンケート結果を確認して、まだやったことがない方は今年からさっそくやってみましょう。

■ やった方がお得! ふるさと納税の3つのメリット

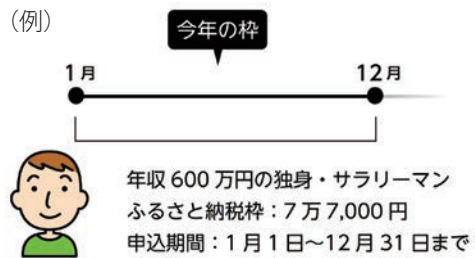
- ① 納税先と税金の使い道を、自由に選べます。最近では、ふるさと納税を通じて災害の復興支援ができる自治体も増えています。
- ② ふるさと納税額に応じて、地場産品などのお礼の品をもらって、地域支援ができます。
- ③ 「ふるさと納税ワンストップ特例」を利用すれば確定申告の必要がなく、申請書の提出だけで手軽にできます。
※利用条件あり(次項④参照)

■ ふるさと納税の仕組みを解説!

① 寄附した金額が翌年度の住民税から減額されます



② ふるさと納税額の上限は収入と家族構成で変わります



③ 申込みはとっても簡単です!



④ ふるさと納税先が5カ所までなら確定申告は不要です

- ▶ 「ふるさと納税ワンストップ特例」の利用条件
- ・サラリーマンかつ一カ所からの給与で、年収が2,000万円以下
- ・住宅ローン控除初年度、医療費控除などを確定申告しない

※詳しくはこちらへ!
「ふるさと納税のしくみと年内にやるべき6つの理由[徹底解説]」



■ 人気のふるさと納税先TOP5を調査しました!

OAGのお客さま約150名の方にご協力いただき、平成29年度の人気の納税(寄附)先を独自に調査しました。返礼品は、やはりお肉や果物が人気のようです! ぜひ参考に、ふるさと納税をしてみましょう!

《件数順》

順位	ふるさと納税先	件数
1	大阪府 泉佐野市	28
2	宮崎県 児湯郡都農町	24
3	和歌山県 有田郡湯浅町	20
4	佐賀県 唐津市	18
5	岐阜県 揖斐郡池田町	17

《金額順》

順位	ふるさと納税先	寄附額
1	大阪府 泉佐野市	約180万円
2	岐阜県 揖斐郡池田町	約160万円
3	新潟県※	約150万円
4	佐賀県 三養基郡みやき町	約150万円
5	山梨県 甲州市	約140万円

※市町村だけでなく、都道府県にも寄附ができます

〈人気の高い返礼品の一例〉

●肉なら、やっぱり「黒毛和牛」



●魚なら、「うなぎ」が人気



●果物なら、「みかん」の大盛り



(写真はイメージです)

私の Off-Time

「気まま旅行」

(株)OAGコンサルティング 福村奈亜美

私の趣味は、旅行です。さまざまな土地を訪ねて、その土地の風土や文化に触れることが楽しく、また、旅先で出会う方々との交流も、旅行が好きな理由の一つです。

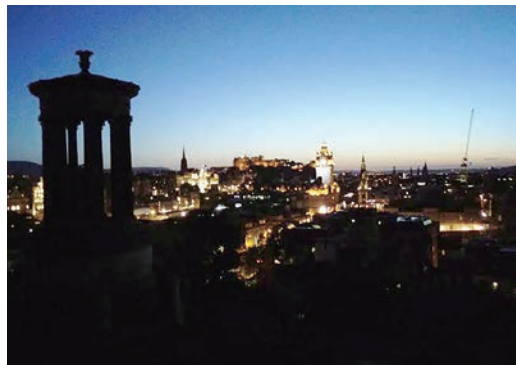
幼い頃から、たくさんの旅行に行っていて、知らない土地で新しいものと触れ合うことが大好きでした。大学に入ると、フットワークの軽い友人たちと意思の旅行によく行っていました。行く先々では、さまざまなものや人との出会いが待っていました。

中でも、世界中でたくさんのゲストハウスに泊まったことはいい経験になっています。そこで出会った人たちとの会話は、私にたくさんの刺激を与えてくれました。情報交換をして行き先を決めたり、ときには一緒に観光したりすることもありました。イギリスで偶然同宿した人に教えられて一緒に見に行った感動的な夜景は、今でも忘れられません。

最近では、一人で巡る場所も決めずに旅行に出かけることもあります。行った先で、山があれば登ったり、遺跡があれば探索したりします。思いつきで行ったネス湖のほとりには、古城がぽつんと立っていて、湖とのコントラストがまるで絵葉書のように綺麗でした。行く場所だけ決めて、気の向くまま足の向くまま、気楽に観光することが、とても良い気分転換になっています。

アクシデントに遭ったり、予想より大変な道のりだったりすることもあります。その先で見つけた想像を遥かに越えた素晴らしい景色は、何ものにも代え難いと感じます。思わぬスコールに襲われて、物陰に逃げ込んだ後、まったく予想もしていなかった大きな虹が目の前に現れた時には、時間が経つのも忘れて、見入ってしまいました。

これからも、気の向くまま、さまざまな所を訪ね、予期せぬ素敵なものに出会いたいと思っています。関東へ就職で引っ越してきて、まだ半年しか経っていません。とりあえず関東を旅行して、風土や文化を知っていこうと思います。



本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せ下さい

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えております。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思いつかれたご提案でも構いません。お気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

ご意見・ご要望はこちらへ → OAGグループグループ戦略室 広報 Tel.03-3237-7500

《今後のセミナー開催予定》

開催日	名称	会場
10月13日(土)	賢い財産の残し方～不動産の売却のタイミング～	オヤノコト.ステーション(JR・地下鉄市ヶ谷駅徒歩6分)
11月17日(土)	賢い財産の残し方～相続税の基本の『基』～	オヤノコト.ステーション(JR・地下鉄市ヶ谷駅徒歩6分)

※セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当(03-3237-7500)までご連絡ください(【有料】表示以外は無料です)



Photo by Yasuyoshi Wada

今年の夏は半端ない酷暑が続きましたが、9月になると、ここ下町の墨田区界限では今度は人々が熱くなる牛嶋神社のお祭りが始まります。牛嶋神社は浅草の対岸、向島に鎮座する古社で、5年に一度の大祭では牛が曳く牛車を中心に、古式ゆかしい行列が全行程約35kmを巡行する神幸祭が2日間にわたって行われます。最終日の日曜日には、墨田区内の氏子各町約50基の大神輿が3組に分かれて集結し、牛嶋神社へ向かっていく連合大神輿宮入が盛大に行われ、祭りは最高潮を迎えます。神社は東京スカイツリーに近く、その氏神様でもあります。境内からは高くそびえる姿と共に壮観な大神輿の行列を見ることができます。牛嶋神社の名物は、石で出来た「撫で牛」。文字通り、参拝者はこの牛を撫でていきます。自分の身体の悪い部分と、牛の同じ部分を撫でると、その場所の病気やケガが治るとされています。わが愛犬は8月に11歳になり、腎臓と股関節が悪くなってきているので、毎朝散歩の途中で参拝して、撫で牛と愛犬の足と腎臓を撫ぜあいます。ついでにわが頭も痴呆にならないよう撫ぜています。ご利益があるかどうかは、「神」いや「牛」のみぞ知る、です。

<編集後記>

最近夏は暑い時期が長く、気が付くと冬になっていて、「秋」を感じる時間が短くなっているような気がします。その中で、10月は唯一「秋」を堪能できる月ではないでしょうか。

秋といえば、食欲の秋、スポーツの秋、読書の秋など、「〇〇の秋」とよくいわれます。皆さまもご存知のミステリーの巨匠、エドガー・アラン・ポーが亡くなったとされる10月7日は、「ミステリー記念日」だそうです。ポーは推理小説というジャンルの原型を作り出し、初代推理小説家とも呼ばれています。日本の推理作家、江戸川乱歩の名前がポーに由来することは、有名な話です。

いつもは食欲の秋を過ごしている私ですが、ミステリー記念日の由来を知った今年は「読書の秋」にチャレンジしてみようと思います。(お)

発行 OAGグループ

OAG税理士法人／(株)OAGコンサルティング
(株)OAGビジコム／(株)OAGアウトソーシング
OAG監査法人／OAG弁護士法人

住所 東京都千代田区五番町6-2 ホームマットホライゾンビル
tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510

発行人 OAGグループ 代表 太田孝昭

編集人 OAGグループ グループ戦略室 広報